

丹後とり貝の販路拡大のためのブランディング及びプロモーション業務に係る企画提案仕様書

1 委託業務の名称

丹後とり貝の販路拡大のためのブランディング及びプロモーション業務

2 背景・趣旨

丹後とり貝は京都府の内湾で約1年間養殖される二枚貝である。舞鶴湾など京都府の栄養豊富な海で生産者によってじっくり丁寧に育てられた丹後とり貝は、大きくて肉厚かつ柔らかで、その食べ応えと上品な甘みを最大の特徴としている。出荷時期は毎年4月下旬から7月までであり、初夏の高級食材として一部の高級和食店などに定着している。

現在の主な出荷先は首都圏、関西圏、京都府北部（産地）で、毎年約20万個が高級和食店の3万円以上のコース料理などで提供されている。

厳選された品質・規格などを基準として認定される「京のブランド産品」や、都道府県ごとの特色ある水産物「プライドフィッシュ」に選ばれている丹後とり貝であるが、これまで一貫したブランド戦略に基づいた販路拡大を実施できていない。そこで、高級食材としての①ブランディングと②プロモーションを実施する。

3 業務内容

京都府が支給する丹後とり貝を使用して、定番の和食だけにとどまらないブランディング及びプロモーションを実施することで、これまで訴求できていなかった料理ジャンル的高级店への販路を拡大するための企画を立案すること。

- ① 高級食材としての価値を首都圏、関西圏、その他都市圏に新たに売り込むためのブランディング戦略の構築
(実施内容例) 高級料理店のニーズ把握、情報発信、高級飲食店の顧客層向けのブランドイメージづくり
- ② 高級料理店向けのプロモーションの企画立案（実施店舗数50店舗以上）
(実施内容例) 高級料理店と協同して顧客層に訴求するフェアを実施、レシピを開発して情報発信
- ③ 丹後とり貝を使用したレシピ集*¹等高級飲食店向け販促グッズ*²の作成
- ④ 京都府が指定する飲食店に対し、冷凍とり貝の使用に係る感想等（活貝との比較等）を調査し、今後の需要を把握する。

* 1 京都府が支給するレシピと写真を全て使用し、A5、フルカラーで500部印刷したもの及びPDFのデータ形式を作成する。一部をレシピ作成者に送付、残りを京都府に提出する。

* 2 高級飲食店向けパンフレットとしてA5、フルカラーで15,000部印刷したもの及びPDFのデータ形式を作成し、一部を本事業で使用し、10,000部を京都府に提出する。

※本事業で作成した販促グッズについては、必要に応じて②のプロモーションで使用するもの。

※レシピ集と高級飲食店向けパンフレットは令和2年12月25日までに京都府に提出すること。

4 前金払

前金払については、受託者から京都府に対して事前に協議を行い、京都府が必要と認めた場合、委託料の3割以内の額を1回に限り前金払をすることができる。

5 京都府が受託者に支給するもの

(1) 冷凍とり貝 約 5,000 個

※本品を第三者に販売、金品に換えるなど本業務の目的外に使用してはならない。

※配送について

配送先に送るための手続き（荷票の作成、配送業者の手配等）を行い、試供品の保管者である京都府漁業協同組合と調整の上、配送を手配する。

配送にかかる費用は委託費用に含めるものとする。

配送に当たっては、冷凍品としての品質を損なわないこと。

万一、解凍された場合は、直ちに京都府に連絡し、その指示にしたがうこと。なお、その材料費・運送費は受託者の負担とする。

※留意事項

- ・京都府が受託者に支給する丹後とり貝（以下「支給食材」という。）の数量、規格、引渡場所及び引渡時期は、京都府と受託者の協議において定めるところとする。
- ・受託者は支給食材の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に京都府に受領書を提出しなければならない。
- ・受託者は、支給食材引渡しを受けた後、当該支給食材の種類、品質又は数量に関し、事前の協議において定められた内容と適合しないことなどにより使用に適当でないと認められたときは、その旨を直ちに京都府に通知しなければならない。
- ・京都府は、必要があると認められるときは、支給食材の数量、規格、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- ・受託者は、企画内容の変更等によって不用となった支給食材を京都府に返還しなければならない。

(2) 活とり貝を使ったレシピ及び写真

京都府が関西圏及び首都圏の高級料理店 46 軒から得たレシピと写真

6 知的財産権等の取り扱い

本業務によって新たに作成される成果物に関する知的財産権等の取り扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 契約に関する開示情報等の取扱い

受託者は、委託契約に関して京都府が公開した情報等及び本契約履行過程で生じた成果物等に関する情報（公知の情報等は除く）を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

ただし、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に京都府の承諾を得ることとする。

(2) 著作権の取扱い

ア 著作権の帰属

本契約の履行過程で生じた著作権法第27条及び28条に定める権利を含む全ての著作権及びノウハウ（営業秘密）は京都府に帰属し、京都府が独占的に使用するものとする。

ただし、受託者は本契約履行課程で生じた著作権又はノウハウ（営業秘密）を自ら使用し又は第三者をして使用させる場合は、京都府と別に定める使用契約を締結するものとする。

なお、受託者は著作物に関して一切の著作者人格権を主張しないこととする。

イ 第三者が権利を有する著作物の取扱い

成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という）が含まれている場合は、京都府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを受託者が行うこととする。

この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に京都府の承諾を得ることとし、京都府は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら京都府の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理するものとする。

京都府は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

7 成果物

(1) 実績報告書

事業の実施目的・内容・参加者一覧・分析及び事業に要した経費内訳を記載することとし、提出前に以下の項目について京都府と協議し決定すること。

プロモーションの実績、送付先店舗の一覧、フェア実施状況、使用した店舗の感想、食味アンケート結果 等

(2) レシピ集、パンフレット、販促グッズなど

8 その他留意事項

・その他本仕様書に定めのない事項については、京都府と協議して決定すること。